

牛久第二小学校タウンミーティング意見一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	担当部	担当課
R3-牛久二小-1	牛久二小地区社協	<p><b>【牛久第二小学校へ下り坂、イチョウ並木の歩道の改修】</b>                      第2つづしが丘方面からの登坂のイチョウ並木歩道は、両側ともイチョウの木の根の張り出しで凹凸が激しく、高齢者が歩行に支障をきたしている。また、晩秋になると、イチョウの落葉で滑りやすく、落ち葉の清掃にも苦渋しています。                      歩道の改修と、イチョウの木の伐採もご検討ください。</p>	<p>歩道部の凸凹については令和3年3月にも補修させていただいておりますが、引き続き歩道面の異常が生じた際には補修で対応をさせていただきます。イチョウの木の伐採については、本数も多いことから補修時に関係課とも協議・検討してまいります。</p>	建設部	道路整備課
R3-牛久二小-2	牛久二小地区社協	<p><b>【自治会活動及び地区社協活動時の傷害保険適用の明確化】</b>                      現在、上記の市民活動中に起きた事故等については、市民活動災害補償制度がありますが、この制度では、何らかの報酬を得ている者に対しては、その額の多少、支払い者を問わず、保険の適用がなされないとお聞きしております。各行政では、金額の差こそあれ役員への報酬は支払われています。自治会活動中での役員の事故等が補償の対象外となれば、役員の担い手がなくなり、強いては自治会活動もできなくなります。この保険の詳細な説明と、他に適用できる保険があればその説明もお願いいたします。</p>	<p>この制度による行政区活動などの市民活動が本制度の補償対象となるための要件として、「無報酬であること」、「継続的・計画的に行われていること」、「公益性があること」などがあります。                      また、補償対象者につきましては、牛久市市民活動災害補償制度実施要綱第2条第3号で「無報酬の場合又は交通費程度の実費を受領する場合に限る」と定めており、無報酬の活動が対象となっております。報酬や手当が発生していれば、それは労働の対価として支払われる手当等となり、金額の高低や役職にかかわらず、補償の対象外となります。                      補償の対象になる可能性があると確認できた場合には、団体の代表者から事故報告書をご提出いただき、市から保険会社へ審査申請しています。保険会社による審査を経て、市民活動中の事故であると認められた場合、保険金の請求・支払いという流れとなります。                      牛久市市民活動災害補償制度は全ての行政区活動に対して補償されるものではないことをご理解願います。                      なお、6月22日の区長会役員会にて、牛久市区長会として行政区の区長を除く有償活動者を対象とした民間保険(名称「行政区有償活動者保険」)に加入いただくことが決定され、8月1日付で加入済みです。</p>	市民部	市民活動課
R3-牛久二小-3	エスカードビル	<p><b>【エスカードビルのテナント誘致・公共施設の整備】</b>                      エスカードビル3階、4階へのテナント誘致もしくは公共施設の整備について、早期の実現を要望します。その上で、牛久市としてエスカードビルを中心市街地の拠点としてどのようにして再構築するのかをお聞かせいただきたい。</p>	<p>キーテナント「イズミヤ」の撤退以降、市ではエスカード牛久ビルの管理・運営を行う牛久都市開発株式会社と共に様々な業種へのテナント誘致活動を行っております。令和2年度には、南側棟2階フロアの再開に至りましたが、依然として3階・4階フロアでは、空洞化が続いております。令和元年度より民間のテナント誘致を行う企業の導入も始めており、引き続き、積極的なテナント誘致活動を進めて参ります。                      また、市ではエスカード牛久ビルに対し、公共施設機能の付いた複合商業施設を前提として基本構想・基本計画を策定しております。この中では、「それぞれの場が独立的に整備されるのではなく、立体的回遊性の創出を行うことで、駅前商業施設を市民活動の中心地とする」ことをエスカード牛久ビル全体改修のコンセプトとしております。なかでも、4階は会議室や学習室など文化活動の場や、図書館機能との連携など「市民のまなびの場」として集いの場化し、4階が活性化することで、1・2・3階に集客性の向上を図ることを計画しております。</p>	経営企画部	創生プロジェクト推進課